

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、三多摩管工事協同組合の皆様でいらっしゃいます。

（三多摩管工事協同組合 入室）

○司会 ありがとうございます。

それでは、お席のほうにお進みいただきまして、ご着席ください。

それでは、早速でございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、知事から発言をお願いいたします。

○小池知事 今日はどうぞよろしくお願いいたします。松本理事長をはじめとする皆様方には、日頃から多摩の水道の安定供給に向けてご尽力いただいております。感謝申し上げます。

今日は、現場のお話、そして都へのご要望伺わせていただきたいと思います。早速どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、皆様方のほうから東京都へのご要望を、ぜひお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

○三多摩管工事協同組合（松本理事長） 理事長の松本でございます。昨年度の要望をご対応いただきまして、ありがとうございました。

私事でございますけど、秋の叙勲におきまして旭日双光章を頂きました。日頃のご指導とご支援のたまものと感謝しております。ありがとうございました。

それでは、説明を私どもの副理事長の金子よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三多摩管工事協同組合（金子副理事長） 要望事項は2つあります。

1、多摩地区水道の強靱化について。多摩地区では、市町単位で行われていた水道事業が都営水道に一元化され今日に至っていますが、市町時代に布設された管路の耐震化や、市町域を越えた二系統化、ネットワーク化は、依然として区部に比較して遅れています。

一方、水道局は東京水道長期戦略構想2020、東京水道施設整備マスタープラン、東京水道経営プラン2021を次々に策定して、多摩地区についても送配水管の二系統化、ネットワーク化、地域特性を踏まえた配水区域の再編、私道内給水管整備などを行うとしています。当組合としても、引き続きこれらの事業を着実に執行し、区部との格差縮小をお願いいたします。

一方、東京水道長期戦略構想2020では、配水小管の更新に当たり供用年数を見直し、年間事業量を削減するとしています。しかし、我々地元事業者は、水道事業の重要なパートナーであることを認識しており、特に事故時や災害時は最も頼りになる存在であると考えています。よって、事業量の減少により、多摩地区の水道事業を支える事業者の経営が大きく影響を受けることのないよう、事業量の確保をお願いいたします。

2つ目です。電子契約の早急な実現。都の政策の一つとしてデジタルトランスフォーメ

ーションの推進が強く打ち出されていますが、契約分野においても推進していく必要があり、契約行為の省力化や、ペーパーレス、ハンコレスの進展も期待できます。

なお、財務局では今年の10月2日から電子契約を開始しています。

については、水道局との契約においても早期に電子契約の導入が期待されるところであり、そのための円滑な予算措置にご尽力をお願いいたします。以上です。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、ご要望につきまして、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 2点のご要望でございました。水道はとにかくライフラインそのものでございます。災害時などに備えまして、ライフラインの充実強化を図って都民生活を守っていく、そのことは重要な課題であると認識しております。

多摩地区における水道システムの強靱化、これを図るため、これからも計画的に水道管路の耐震化を進めてまいります。

それから2つ目、DX、電子契約についての早急な実現をというご要望でございました。DXを進めるということは、すなわち都政改革の極めて重要な柱と考えております。そして、業務の効率性や生産性を大幅に向上させますし、また、よりよいサービスの実現につながると、このように認識をいたしております。契約の電子化につきましても、公営企業局など含めまして推進をしていく考えでございます。

その他のご要望について、局長のほうに加えてお話しさせていただきます。

どうぞ。

○水道局長 日頃より水道事業へのご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様とは災害時における水道施設の迅速な復旧に向けた協定を締結するなど、局にとって重要なパートナーでございます。また、昨年度末に重要施設への供給ルートの耐震継手化事業が概成をいたしました。貴団体にも多大なご協力を賜りまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私からは2点申し上げたいと思います。まず1点目は、多摩地区水道の強靱化につきましては、局の重要施策と認識してございます。引き続き、必要な事業量を確保するよう努めてまいります。

次に、契約手続についてでございます。当局でも電子化を進めてございます。また、ハンコレスやペーパーレスを推進することは大変重要であることから、当局でも電子契約の導入に向け、システムの改修や運用ルールの整備等を行ってまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 ご要望がございました2点につきまして、東京都として回答させていただきました。よろしゅうございますでしょうか。（発言する者あり）

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（三多摩管工事協同組合 退室）

○司会 続きまして、東京都手をつなぐ育成会、東京都手をつなぐ親の会の皆様でいらっしゃいます。

（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 入室）

○司会 それでは、お席にお進みいただきまして、ご着席ください。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いをいたします。

○小池知事 皆様こんにちは。立原理事長はじめとする育成会の皆様方には、久しぶりかもしれません。お越しいただいてありがとうございます。また、障害のある人とその家族が豊かな市民生活、都民生活を送る、そのために福祉、教育、労働など、様々な分野においての施策の展開、そして障害に対する理解促進のための啓発活動、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

今日は皆様方、日々ご苦労されておられること、また、最近の傾向や、また、ご意見、ご要望などありましたら伺おうという機会でございます。短い時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、皆様のほうから東京都へのご要望をぜひお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（立原理事長） では、着座にて失礼いたします。

日頃より東京都の皆様には、当会の活動につきましてご理解、ご協力をいただき、また、本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、前任の佐々木から理事長並びに会長を引き継ぎました立原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先日、東京都から国に対して、障害福祉サービスの報酬改定等に関する緊急提案を出していただきありがとうございました。東京都ならではの課題を踏まえた5つのテーマ、13項目のどれもとても大事な項目を国に提案していただき、私どもといたしましても大変心強く、ありがたく思っているところでございます。

では、当会からの要望書に上げた7項目のうち、特に重点的にお願いしたい4項目につきましてご説明いたします。

まず、要望書の（１）、例年お願いしておりますグループホームの家賃助成についてです。近年の物価高騰により、グループホームで暮らす知的障害のある人たちの生活がますます厳しくなっています。多くの知的障害者は、2級の障害基礎年金と自治体の福祉手当、就労継続支援B型の作業所の工賃が主な収入ですが、工賃以外は増える見込みがなく、また、工賃も物価高騰に追いつくほどの増額はなかなか厳しい中、物価はどんどん高くなっているのです。せめて、収入の少ない人には家賃助成の増額をお願いしたいと思っております。

次に、（２）障害が重度の人の利用できるグループホーム増設のための方策についてです。私たちは、重い障害がある人も住み慣れた地域で暮らし続けられることを願っていますが、都内には重度の知的障害や行動障害のある人を受け入れることのできるグループホームが圧倒的に不足しています。親に何かあったときには、地方の入所施設やグループホームに行かざるを得ないケースが多いのが現状です。

重度の人を受け入れられるグループホームを建設できる広さの公有地の提供と、強度行動障害支援者養成研修のさらなる充実などによる、支援の難しい人を支援できる人材の育成をお願いいたします。

次に、（３）愛の手帳３度、４度の人に対する医療費の助成についてです。こちらでも長く要望している項目になります。愛の手帳１度、２度の人たちは、東京都の心身障害者医療費助成制度、いわゆるマル障で医療費助成を受けていて大変助かっていますが、３度、４度の人たちは健常者と同じ３割負担です。先ほどグループホームの家賃助成のところで申しましたとおり、知的障害者は収入の少ない人が多く、物価高騰も相まって、体調が悪くても病院の受診を控えるケースも出てきています。全員にとは申しませんが、収入の少ない人に対する新たな医療費助成の仕組みをどうかご検討いただきたいと思います。

最後に、（６）教育不足の解消についてです。今年、新年度が始まったときに、教員に欠員のある区市町村立の特別支援学級が複数あったというふうに聞いております。１年のスタートの大事なときに教員が足りないのは、障害のある子供たちにとって大きな問題です。早急な処遇改善、環境改善による教員の確保をお願いいたします。

説明は以上になります。なお、ご回答は（１）から（３）についてお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、冒頭知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、私のほうは、（１）と（２）とについてお話しさせていただきます。

まず、グループホームの家賃助成の上乗せというご要望に関してですが、都におきましては、国の家賃補助制度に上乗せをいたしまして、そして、家賃の助成をする区市町村を包括補助などで支援をしていると、この支援のパターンでございますが、引き続き支援できるように努めてまいります。

また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけますように、都は国に対して所得の確保に係る施策の在り方についての検討を進めて、必要な措置を取るよう提案要求、先ほど話あったと思いますが、いたしております。

それから、２つ目の、やはりグループホームの関係の増設と、それから人材育成という点でございます。まず、増設については、区市町村と都が連携しながら、都有地を活用して福祉インフラ整備を行う事業を実施をいたしております。また、支援の質の向上を図る、そのために強度行動障害支援者の養成研修の定員を拡大してまいりました。さらに、重度

の対応の施設の整備補助、こちらの拡充、また、強度行動障害支援者の養成研修受講者を配置いたしましたグループホームへの補助拡大など、地域のニーズを踏まえまして、重度の障害者に対応できるグループホームの整備を進めてまいります。

その他のご要望につきまして、局長のほうから付け加えさせていただきます。

○福祉局長 それでは、私のほうから、（３）番の愛の手帳３度、４度の方への医療費助成の仕組みの検討について、ご回答させていただきます。

まず、手をつなぐ育成会の皆様におかれましては、様々な施設、また事業所運営などを通じまして障害者福祉行政にご協力賜りましてありがとうございます。

では、ご回答させていただきます。障害のある方の医療費の助成につきましては、重度の心身障害者の医療の困難性、あるいはその経済的な負担の大きさに着目して、現在助成を行っておりまして、対象は現状、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の方となっております。引き続き対象の皆様に必要な医療費の助成を行ってまいりたいと存じます。

そのほかのご要望につきましても、真摯に受け止めまして検討してまいりたいと思います。また、総務局と教育委員会分につきましても、ご要望を伝えてまいりたいと思います。私からは以上でございます。

○司会 ご指定のありました３点につきまして、東京都としての回答をさせていただきました。教員不足の点につきましても、本日ちょっと所用によりまして東京都教育委員会の職員が同席しておりませんが、教員不足についても非常に大きな課題だというふうと考えておりまして、来年度予算の中で編成をたどりまっておりますが、いろんな手だてを講じていきたいというふうと考えておりますので、子供の最善の利益のために尽くしてまいりたいというふうと考えております。

以上が東京都としての回答になりますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これを持ちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 退室）

○司会 続きまして、東京都遺族連合会の皆様でいらっしゃいます。

（一般財団法人東京都遺族連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。テーブルの向こうになりますが、お席のほうにお進みいただければと思います。恐れ入ります、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様、こんにちは。宇田川会長をはじめとする東京都遺族連合会の皆様方にお越しいただきました。いつも東京都関係の戦没者の慰霊、そして、東京都戦没者霊苑の管理運営など、様々な取組に日頃からご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げ

げたいと思います。

今日は現場と申しましょうか、の皆様方のご意見やご要望を伺わせていただければと思います。

では、早速、会長、どうぞ。

○司会 よろしく願いし……。そのボタンを押していただければと思います。下の銀の。恐れ入ります。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長） 遺族会の宇田川でございます。いつも東京都の皆様にはお世話になりまして、8月の15日の東京都戦没者慰霊には、皆様のご協力をもちまして、立派な式典ができましたことを本当に感謝しております。それと、また、ここんところで私どもの事務局が、おかげさまで修繕を行っていただきまして、雨が漏らなくなりまして、本当助かっております。ありがとうございます。

そのほか、南方方面のいわゆるお参りとか、それから、今度、来年の1月には硫黄島のほうへも参ります。いつもいつもいろいろお世話になっております。本当に感謝しております。ありがとうございます。

また、その他につきましては、私どもの事務局長のほうから要望をお願いしたいと思っておりますので、お聞きください。ありがとうございます。

じゃあ、局長、よろしく頼みます。

○一般財団法人東京都遺族連合会 よろしく願いいたします。

一言ございまして、一番大きなのは、今、会長のほうからも話されましたように、まず、知事はじめ皆様へのお礼ということでございますが、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げますということでございます。

2番目でございますけども、今、会長からも話しましたように、沖縄のほうでも追悼式やっております。年1回、海外慰霊巡拝ということで、海外のほうでも追悼式行ってるわけでございますけども、そのたびにもう、コロナ明けですごい経費が高くなっておりますので、その辺のところを拡大していただきたいという趣旨でございます。

3つ目が霊苑の維持管理でございます。これにつきましても、今、リニューアルになりまして、ビデオ放映もやっております。学生も結構見に来てるような感じでございまして、語り部と申しますか、平和のということで、みんな熱心に聞いている姿もございます。今年、玄室と申しますか、玄室の実施設計、それと休憩室の実施設計もやるというふうに聞いておりますけども、ぜひ来年の工事費をよろしくお願い申し上げますという趣旨でございます。

次、2枚目でございますけども、これにつきましては、遺族会としては一番大事にしております特別弔慰金、それと、遺族とお願いしています遺骨収集の帰還事業でございます。この2つにつきましては国の事業でございますので、国のほうに強く要望していただきたいという趣旨でございます。以上でございます。よろしくお願い致します。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私は最初、追悼式について、そして霊苑についてお話をいたします。

まず、さきの大戦で戦没された全ての御霊を慰め、そして関係ご遺族の慰謝、そしてさらには平和を願う都民の強い決意を示すと。そのために8月15日、毎年戦没者追悼式を行い、さらには10月に、激戦のあった沖縄での南方地域戦没者の追悼式、そして1月には硫黄島の追悼式を予定をいたしております。硫黄島は、何か新しい島までできてるそうなのですが、今後も式典、着実に実施をしてまいります。ただ、今の噴火の話はよくウォッチしていかなければならないと、いらっしゃるときのタイミングなどもそうですが。

それから、2つ目の霊苑の維持管理についてでございます。今年度は戦没者のご位牌、また、ご遺骨を収めている玄室、そして休憩室の工事に向けた設計を行っているところでございます。今後も都民にとって使いやすい施設となりますように、施設整備の劣化状況などを踏まえまして、必要な工事を着実に行ってまいります。私から、以上でございます。

○司会 それでは、福祉局長、お願いいたします。

○福祉局長 私から、東京都南方地域戦没者追悼式及び海外戦跡慰霊巡拝参列遺族に対する経費補助のご要望につきまして、お答えさせていただきます。

先日は、沖縄県糸満市での東京の塔の追悼式にご参列賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、ご回答させていただきます。平和を願う都民の強い決意を継承していくことが大変重要であると考えておりまして、今後ご遺族が追悼式や海外慰霊巡拝に参列できますよう、ご要望について検討をしてまいりたいと思います。

それから、4番目、戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給についてのご要望についてお答えいたします。特別弔慰金でございますけれども、国としては戦没者の血縁や、戦前の生活で関係が近いご遺族に受け取っていただきたいというご趣旨で、受給に当たって一定の要件を設けているというふうに聞いております。都としては、特別弔慰金を早期に受け取りを希望されるご遺族のために、迅速な事務処理、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

もう1点、遺骨帰還事業の拡充強化でございます。遺骨の帰還を一刻も早く実現するためには、都は国に対して早期の遺骨収集に向けた十分な予算措置を講じますよう、国に提案要求を行っているところでございます。また、硫黄島での遺骨収集に参加する都民の方々の労苦をねぎらうために、慰労金を支給をしております。法改正によりまして、遺骨収集の集中実施期間が令和11年度まで延長をされました。これを踏まえまして、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○司会 ご要望につきまして、回答させていただきました。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（「ご苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

（一般財団法人東京都遺族連合会 退席）

○司会 続きまして、東京都社会保険労務士会の皆様でいらっしゃいます。

（東京都社会保険労務士会 入室）

○司会 どうぞ、お席のほうにお進みくださいませ。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いをいたします。

○小池知事 本日も、寺田会長をはじめとする皆様、お越しいただいて、誠にありがとうございます。また、最近は働き方改革、労働雇用現場、もう本当に転換期を迎えていると。また、生成AIという新しい技術も出てきて、さらには企業の人事、労務の相談、指導などを通じて、皆様方従業員の福祉の向上などに努めていただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

今、社会も大きく変革し、また、企業の在り方も随分変わってきて、そういう現場の声など伺わせていただき、また、都へのご要望を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、皆様方から東京都へのご要望をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） ご紹介いただきました、東京都社会保険労務士会会長の寺田でございます。本日は大変お忙しい中、時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速当会の要望についてご説明させていただきます。

小池都知事におかれましては、所信表明におきまして、成長と成熟の加速によって、ポストコロナを迎えた今こそ、持続可能な都市の発展に突き進むときだと力強いメッセージを発せられました。地球規模の課題解決を目指し、東京がポストコロナの反転攻勢を牽引するとの表明に、心から敬意を表すところでございます。

さて、ポストコロナ時代におきまして、日本経済は順調に回復に向かい、最低賃金は全国加重平均で1,000円を超えたところでございます。今後もますます経済成長が加速することが期待されており、企業にとりましては、よりよい職場環境を整える絶好の機会が到来しております。一方では、少子高齢化や人口減少に直面しており、高齢者の雇用継続、障害者の雇用の安定、外国人労働者の活躍促進など、知事が提言される、誰もが生き生き暮らせる共生社会の実現が望まれるところでございます。

当会は、会員である社会保険労務士の活動を通して人の心に寄り添い、人を大切にする企業づくりから、人を大切にする社会づくりへの実現を目標に掲げ、その努力を続けてまいります。引き続き労働・社会保険諸法令の専門家である我々社労士を今後も積極的にご活用いただきたく、本日は2点要望をお願いいたします。

まず1つは、学校教育における労働・社会保険等の教育（出前授業）の実施についてで



ございます。近年、労働者を疲弊させる労働環境が社会問題化しており、労働者にとって自分の身を守るための基本的な法律知識の習得が必要となっています。また、学生の間はあまり意識しない労働保険・社会保険が実質的なセーフティーネットとしての機能を果たしている点を理解していただくことは、次世代を担う子供たちを育てるため、時代に求められる教育として大変重要であると考えております。

昨今の雇用に関するミスマッチ問題や、深刻な人手不足による労働者の過重労働問題など、生徒が将来社会人となったときに必要となる働くことのルール等の知識を、高校生のうちから習得しておくことが求められます。当会では、当会及び23の支部におきまして、高等学校をはじめ小・中学校においても、出前授業として生徒に年金の仕組みや労働時間の決まりなど、働くことの大切さを認識させ、安心して働くための支援を行っています。

本件に係る請願につきましては、令和2年6月に採択いただき、東京都におかれましては現在、社会的・職業的自立支援教育プログラムをはじめ、多種の事業を実施され、社会保険労務士をご活用いただいております。

今回の要望は、人権を守るための働くときのルール等を学ぶため、教員や保護者に対して研修会の開催をお願いしたいこと、また、社会的・職業的自立支援教育プログラムを、より多くの都立学校や特別支援学校において活用していただくことについてお願いするものでございます。

次に、2つ目といたしましては、労働条件調査の導入等についてでございます。社会保険労務士による労働条件調査は、地方自治体が行う公共事業の実施委託を受けた企業について、労働・社会保険の加入確認にとどまらず、諸法令に基づく規程類、帳簿書類の整備状況を確認するとともに、労働者へのヒアリングにより、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。労働者が安心・安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する都民サービスの質の向上につながります。現在当会では、企業主導型保育施設への調査を受託し、国の助成制度が適正に運用されているか、本調査を実施しております。これは、保育人材の処遇改善と人材の確保を目的に行っております。また、法務省法務局が民間委託する窓口業務については、労働法令の遵守に関する調査が競争入札の要件となっております。

つきましては、現在実施している東京都指定管理者への調査件数を拡大していただきたいこと、指定管理者選定時における入札要件、事業実施の中間報告として労働条件調査を活用していただきたいこと。また、建設業においては、労働基準法の改正により、時間外労働の上限が罰則つきで規制され、来年4月から適用されるいわゆる2024年問題への対応からも、東京都が発注する建設工事の労働条件及び労働環境に関する労働条件調査を活用していただきたいこと。以上につきまして、よろしくお願い申し上げます。

本日は2点要望を述べさせていただきました。ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、ご要望の最初にございました学校教育における労働・社会保険等の教育の実施でございます。

都の教育委員会では、生徒の社会的、職業的な自立に向けまして、生徒や教員用の動画の配信を行い、また都立高校などにDVD教材を、皆様方社会保険労務士のご協力の下で作成をいたしております。

また、社会保険労務士の活用した働くことのルールなどの授業を行う、また、都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業において行われているところでございます。そのような事業を行っている。引き続き、同事業の活用を各学校に促していきたいと考えております。

その他のご要望につきましては、担当の局長のほうからお答えさせていただきます。

○司会 それでは、まず、野間総務局長からお願いいたします。

○総務局長 総務局長、野間でございます。いつもお世話になっております。ありがとうございます。私のほうから、労働条件調査の活用等につきましてお答えさせていただきたいと思います。

東京都は指定管理者に対しまして、各施設の設置条例において、労働基準法等の関係法令の遵守を義務づけておりますが、指定管理期間中の現場実態を把握するなどの観点から、平成29年度以降、社会保険労務士の方を活用しました労働条件調査を実施してございます。

また、調査の結果などを踏まえまして、全ての指定管理者を対象に、社会保険労務士を講師とする労務管理講習会を実施しておるところでございます。引き続き、指定管理施設で働く方の労働環境の確保に向けまして必要な取組を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○財務局長 そして、労働条件調査の活用等のご要望につきましては、東京都が発注する契約案件の調査の再開というご要望もございましたので、契約制度を所管しております財務局のほうからお答え申し上げます。財務局長の山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都がこれまで実施してきておりました工事における特別調査につきましては、皆様方にいろいろとご指導いただきまして、誠にありがとうございました。

これは社会保険の加入が建設業許可の要件となりましたことから、役割を一定果たしたものであるというふうに認識をしております。ただ、東京都が発注してる契約は多岐にわたりまして、いわゆる物品などの委託などにつきましては、やはり原則全ての入札につきまして、今年の10月から社会保険等の加入を参加要件化したということがございますので、こうした状況を踏まえまして、今年度からおよそ2年程度の時限的な社会保険等の加入状況調査というのをしていく必要があるのではないかというふうに考えておりまして、またその際にはいろいろとご相談、ご指導いただければというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

○司会 2点のご要望につきまして、東京都として回答をさせていただきました。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

○東京都社会保険労務士会（寺田会長） ありがとうございます。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（東京都社会保険労務士会 退室）

○司会 続きまして、東京都信用組合協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都信用組合協会 入室）

○司会 ありがとうございます。

それでは、テーブルの向こうのお席のほうにお進みくださいませ。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 まずは、本日都庁までご足労いただいております、柳沢会長をはじめとする東京都信用組合協会の皆様方、都政へのご協力、誠にありがとうございます。

今日は中小企業の経営課題、今、産業も国際情勢も金融も大きく変化見せているという中で、そういった課題解決、また、資金繰りの支援にご尽力いただいております。特に最前線の現場を担っておられる皆様方でございますので、新しい流れや、また、課題、そして都政へのご要望など伺わせていただきます。よろしくどうぞ。

○一般社団法人東京都信用組合協会（柳沢会長） 東京都信用組合協会会長の柳沢でございます。まず、本日はこのような機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

既にご承知のところかと思えますけれども、信用組合は中小企業等協同組合法に基づきます中小・小規模事業者専門の金融機関でございます。都内174店舗に及ぶネットワークを有しておりまして、地域と密着したきめ細かな金融サービスをしているところでございます。今後とも、大変今、知事が言われたように厳しい環境ではございますけれども、さらなる金融の円滑化及び事業の継続等に資するため、今日は私どもから4項目に絞りましてご要望させていただきますと思います。

時間の関係もございますので簡潔にご説明をさせていただきますけれども、まず、第1点でございますけれども、東京都制度融資に係る制度内容の充実についてでございます。私ども信用組合の主な取引先でございます中小・小規模事業者にとりましては、低利で資金支援を行う東京都の制度融資は大変重要な施策となっております。預託金の確保を含めまして、この厳しい環境下で中小・小規模事業者が安定した経営を維持するための、さらなる制度内容の充実をお願いをしたいと存じます。

2点目でございますけれども、東京都女性・若者・シニア創業サポート事業の融資実行期間終了に伴う後継事業についてでございます。現在取り組んでおります創業サポート事業

は大変大きな成果を上げてございますけども、新規融資は今年度をもって終了をいたします。廃業等で事業所の減少が続く中で、創業やスタートアップする企業を支援するためにも、さらなる利用しやすい後継事業の制度化につきまして、ぜひともご検討を賜りたいと存じます。

3点目は、東京都地域金融機関による事業承継促進事業の補助金の確保及び制度内容の充実についてでございます。中小・小規模事業者にとりましては、経営者の高齢化等に伴う事業承継が喫緊の課題となっている中で、本事業は極めて有効な施策となっております。引き続き補助金の確保や、支援対象先を後継候補者まで拡大をするなど、より一層の支援の内容の充実についてご検討お願い申し上げたいと思います。

最後に、中小・小規模事業者の脱炭素化に向けた支援でございます。この取組につきましては今回新たにご要望をさせていただきますので、少し詳しくご説明をさせていただきますけども、政府によります2050年のカーボンニュートラル宣言によりまして、大企業だけではなく、中小・小規模事業者にも、少しずつではございますけども脱炭素化の動きが広がってきてございますけども、取引先や顧客の経営環境等の問題が、この関心がビジネスチャンスにも動きを出てきているというふうに思っております。

そういう中で、大企業における動きの一つとして、自社のみならず下請企業の脱炭素の目標設定を求める動きも出てきておりまして、そういうところから、環境の高まりは顧客から選別されるリスクを生じてきております。

その中でさらに、そこには記載ございませんけども、このところ地政学等の問題から、日本における脱炭素への対応の遅れは顕著になっておりまして、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題と認識をしてございます。脱炭素化の推進に当たりましては、課題となるノウハウの提供や資金面での支援が行える方策等につきまして、ぜひとも検討のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

実は東京都信用組合協会といたしましても、昨年9月に「信用組合業界における脱炭素社会への取り組みに向けて」と題したシンポジウムを開催をいたしました。それ以降、具現化へ向け、現在東京都の産業労働局金融部のお力も借りながら検討を重ねてるところでございます。この問題につきましては、小池知事、または東京都が推進をしている、このバッジもつけさせていただきましたけども、HTTやSusHi Techなどとも通ずるところもありまして、さらなるご支援をお願い申し上げる次第でございます。

以上4点、次年度の予算に組み込んでいただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 制度融資のご要望がまずございました。都内の中小、また小規模事業者において、原材料価格の高騰、また、円安、これは職種によってプラス・マイナスがあるかとは思いますが、そしてまた、ゼロゼロ融資の元本返済が始まっているということ

考えますと、極めて厳しい状況に直面しておられる。そして、特に経営の命綱である資金繰りの下支えというのは不可欠というふうに考えております。こうした経営環境を乗り越えて、その発展を後押しすることができますように、都は制度融資を通じまして金融支援を適切に進めていく考えでございます。

そして、もう一つ私のほうから、もう2つですね、女性・若者・シニア創業サポート事業についてでございます。そして、加えまして4つ目の中小・小規模事業者の脱炭素化とこのことの支援についてであります。両方合わせましてお答えしたいと思います。

東京で起業、創業に取り組む方、ちょうど昨日も女性経営者のイベントを開いて後押しをして、いろんな新しい考えなどを踏まえて経営しておられる方々、女性を後押しをするという、そういう会もやっておりました。それから、若者、さらにはシニアの方々、こういった方々が起業されたり、起業、創業される方々を金融面からしっかり下支えをするということは極めて重要だと考えております。引き続き、融資制度の充実などによって適切な支援を進めてまいる考えでございます。

また、脱炭素化でありますけれども、中小企業の皆様にとって、じゃあ何をすればいいんですかという話になってくるかと思えます。そこでCO<sub>2</sub>の削減に資する設備の導入の後押しにつながるような私募債の発行サポート、そしてまた、ファンドの活用などをしっかり進めていく考えでございます。

これ、世界的な大きな流れになっています。いろいろと意見もありますけれども、気候変動の影響っていうのは、だんだん体感するようになってきているところでございます。一方で非常にコストもかかる。ただ一方で、それを導入することによってコストを削減できる。いろんなプラス・マイナスがあらうかと思いますが、そういった面での支援を進めていく考えであります。

その他のご要望について、局長からお答えさせていただきます。

○産業労働局長 産業労働局長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方、地域の金融機関と共に今進めている事業承継、この取組についてのご要望を頂戴いたしました。都内で、やはり各地の中小企業の事業承継を円滑に進めていくためには、地元地元の本当に詳しい状況をご存じの金融機関の皆様のお力が必要で、その連携は非常に重要だと考えております。現在、御協会と協力をして、事業承継が必要だという中小企業に金融機関の皆さん、職員の方が出向いて、会社の状況を把握して、じゃあ、こうやって承継を進めていきましょうという計画づくり、これの後押しをやっていて、それに伴って融資が必要だという場合には資金需要に応じた融資を行うという、こういった事業を進めてるところでございます。

引き続き事業承継を円滑に実現していくために、皆様方地域の金融機関と連携してしっかりと進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○司会 ご要望に対して東京都の回答は以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○一般社団法人東京都信用組合協会（柳沢会長） 今、お話がありましたとおり、実際問題、ここんとちょっと新聞紙上でも出てますし、事業者支援ということではかなり、やはりゼロゼロ融資の返済含めて、また、人手不足というところから、ここんとこ本当に倒産も増えてきておりますので、我々の信用組合協会としましては、中小・小規模事業者の本当に最後のとりでというような位置づけの金融機関としてこれからも頑張っまいりますので、ぜひ引き続きのご支援をよろしくお願いを申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（一般社団法人東京都信用組合協会 退室）

○司会 続きまして、地中熱利用促進協会の皆様でいらっしゃいます。

（特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 入室）

○司会 それでは、お席のほうにお進みいただきまして、ご着席賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 地中熱については、私も長年皆様方からいろいろと教えていただいております。笹田理事長とも久しぶりにお目にかかれて何よりです。

地中熱の利用ということで、いかにそれを普及させていくのか、環境に優しい地中熱の利用技術は一体どうなっているのかなどなど、これまでも随分この点について取り組んでこられました。調査、規格化、普及促進、様々な面でのご活躍に敬意を表したいと思います。

今日は皆様方のご意見、ご要望、また、エネルギーのない、基本的には恵まれてない、再生エネルギーは別にしましても、なかなか厳しい日本でございますけれども、それに加えて円安、国際情勢と、むしろその意味では、地中熱の利用など非常に有効ではないのかなというふうにいろんな方もおっしゃっております。

限られた時間ではございますけれども、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、皆様方から東京都へのご要望、ぜひお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（笹田理事長） ありがとうございます。

本日は小池都知事に地中熱についての要望をお伝えする機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私、地中熱利用促進協会理事長の笹田と申しますので、よろしくお願いいたします。

脱炭素社会の実現に貢献できる地中熱、これを東京都さんにご協力いただきながら、普及に向けた活動を共に進めることができれば、これからお話しします多くの課題が解

決できるのではないかなっていうふうに思っております。

本日は地中熱の広報の強化、それから、地下水の規制緩和、再エネ熱の義務化、第5世代の地域熱供給、この4つの課題について要望させていただきます。

1つ目は地中熱の広報の強化ということなんですけれど、知事ご存じのように、地中熱利用っていうのは省エネとCO<sub>2</sub>削減に大幅な効果があるということで、ここが非常に大きなメリットでございます。東京都においても利用実績が増えてきておりまして、現状では都内での地中熱ヒートポンプの導入実績、177件あります。ただ、177件っていうのは、私ども活動始めてから見ると多くなってるんですけれど、まだまだ普及っていう点からすると、これからの状況じゃないかなっていうふうに思ってます。

その要因は幾つかあると思うんですけれど、認知度が低いということと、それから導入コストが高いと、この2つが主なところかなというふうに思っておりまして、コストにつきましては東京都の助成制度、導入コストの削減というところで非常に大きな効果がございますので、次年度以降もぜひ継続して実施していただきたいというふうに思っておりますが、あわせて、認知度の向上に向けた取組というのが必要ではないかなというふうに思っております。

私ども協会でも、展示会であるとか講演会など、いろんな活動をしてきておりますけれど、強い発信力をお持ちの東京都には、地中熱の広報においてぜひご協力をお願いしたいというふうに思ってます。これまでも東京都との共催で建築設計事務所などを対象にしたセミナーを開催してきたことがございます。また、都が主催する子供たちを対象にしたサイエンスショー、ここに協力させていただいたこともございます。

これからなんですけれど、建築設計事務所などの、導入に関係する事業者、ここに訴えかけるって非常に重要なことになりますんで、この方たちを対象にしたセミナー、これ、普及に非常に大きな効果があると思いますので、私ども協会も協力させていただきたいと思っておりますので、業界団体への働きかけも行って、継続的にセミナーが実施していただけますようお願いいたします。

それから、一般への認知度の向上っていうことも重要なところになってまいりまして、地熱に注目が集まるようなイベントの開催であるとか、インパクトのあるキャッチコピーなど、こういうもので都民の認知度の向上を図っていただけますようお願いをしたいと思います。

これから少し難しい課題になるんですけれど、2つ目は地下水の規制緩和についてです。地熱の利用には、地中に地中熱交換器っていうのを埋設して利用する方法と、それから、くみ上げた地下水と熱交換するって方法があるんですけれど、この地下水を利用する方法っていうのは比較的大きな施設での利用に適していて、近年、全国的に普及が進んできているんですが、残念ながら揚水規制の厳しい東京都では全く導入ができないという状況が続いてきております。

問題は、地盤沈下の防止ということであると認識しています。地盤沈下の防止という視

点からは、近年、帯水層蓄熱という新しい方法が開発されてきておりまして、くみ上げた地下水の全量を同じ帯水層に戻すということができるようになりました。この手法を用いると、地盤沈下の心配なく大量の地中熱が利用できます。これについては環境省の技術開発事業で既に実証もされてきております。東京都には地中熱、非常に大きなポテンシャルがございますので、こういう新しい技術で地下水の熱利用ができるように、地下水規制に係る政策の転換をお願いできたらというふうに思ってます。

今すぐって話じゃなくって、非常に長期的な課題ではあると思うんですけど、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それから3つ目は、再エネ熱の義務化です。地中熱などの再エネ熱はまだ市場規模が小さいので、普及拡大には政策による市場の創出というものが大きな役割を果たすのではないかなというふうに考えております。東京都では既に太陽光の導入義務化を新築戸建ての住宅を対象にして実施してますけれども、地中熱などの再生可能エネの熱についても、適切な形で導入義務化を図り、市場の創出につなげていただきたいと思います。

導入義務化の対象についてですけど、まずは省エネ・再エネ東京仕様ってのがございますけれども、ここで公共建築物の仕様が規定されてますので、この中で熱需要の大きい施設に注目していただいて検討をしていただけたらというふうに思っております。

最後になりますけれども、4つ目の課題は第5世代地域熱供給、ちょっと聞き慣れない言葉かも知れませんが、ヨーロッパでは通常の温度の熱源水とヒートポンプを使って新しいタイプの地域熱供給が始まってきてます。これは第5世代地域熱供給っていうふうに呼んでるんですけど、この第5世代では地中熱などの再エネ熱と排熱などの未利用熱が主要熱源として用いられてますので、とてもCO<sub>2</sub>削減効果が大きいものになっています。

東京都では多くの熱の面的融通の事業がこれまで取り組まれてきておりまして、既に8地区で地中熱などの再エネ熱が活用されているという状況にあります。これらの実例を踏まえた形で、先端的な第5世代の地域熱供給事業を、東京都がリーダーシップを取る形で実現していただけますと、脱炭素社会を目指す日本社会へ大きなインパクトがあるんじゃないかなというふうに思ってます。

このような斬新なエネルギー環境政策を実施していただけますよう要望したいと思います。

詳しくは要望書に書いてありますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 もうお話にもありましたように、都は地中熱を利用するヒートポンプなどの設備の普及を後押しいたしております。また、今年から住宅への地中熱利用システムの設置への補助率を引き上げておりまして、また、小・中学校などへの導入支援も行っており



ます。

加えまして、地中熱について都内での分布が分かるマップを公表いたしますほか、都民向けへの環境関連イベントなどでパンフレットを配布するなど、地中熱の普及、認知度向上に上げましたPRに取り組んでいるところでございます。

そもそも地熱と地中熱と何が違うんですかから始めて、いろいろと皆さんとPRするとともに、やはり何が必要になってくるのか、その効果など伝えていく場を確保してまいりたいと思っております。

その他ご要望につきましては、各局長のほうから続けさせていただきます。

○司会 それでは、まず、坂本産業労働局長から発言をお願いいたします。

○産業労働局長 産業労働局長坂本でございます。よろしくお願いいたします。

地下水の話に中に関連して、地中熱のポテンシャルのより一層の活用というご要望を頂戴しております。地中熱などの再生可能エネルギーの熱と、そういうものについて導入拡大をしっかりと今進めていかないといけない時期だと思っております。先ほど知事からも少しマップというお話しさせていただいたんですが、都で地中熱についてはその分布がどうなっているのかというのは、東京地中熱ポテンシャルマップという形で、今、皆さんに分かるような形でお示ししてございます。この利用拡大をより図っていかないといけないんだろうなと思っております。

それと、要望書の中でいろんなご着想もいただいております。そういう着想をいろいろ取り込むことで、このマップの内容の質を高めて、地中熱がより効率的に利用されるための取組、こういったものにつなげて進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○司会 そして、栗岡環境局長、発言をお願いいたします。

○環境局長 それでは、私のほうから3点申し上げたいと思います。

まず、地下水の規制緩和の関係でございます。理事長が地質の専門家だと伺っておりますので釈迦に説法のところがあるかと思いますが、環境省によりますと、揚水後に地下水を還元する場合でも、地盤の状況によって地盤沈下のリスクがあるなど指摘されてございます。都内の地下水はいまだ間隙水圧が下がり切っていない地域もございまして、リスクがある地域もあって未解明なところもあるところから、現在、学術機関とも連携して、様々な科学的なデータを収集、分析しているところでございます。

ただ、ご指摘のように持続可能な形で地下水の保全と利用の両立を推し進めていくことは非常に重要なことだというふうに考えてございまして、最新技術の動向なども今後十分留意しながら進めていきたいと考えてございます。

2点目は、再エネ熱の義務化の話でございます。都内のエネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出量の7割が建物から起因してございます。都は昨年12月に環境確保条例を改正しまして、令和7年4月から戸建て住宅やマンション、オフィスビル、公共建築物等の新築時に再エネ利用設備の設置を義務づける制度を施行いたします。この再エネ利用設備には、太陽光

発電設備に限らず、太陽熱ですとか地中熱等、再エネ熱の利用設備も対象としてございます。なお、都有施設におきましては、現在再エネ可能エネルギーの最大限の利用をするよう推進してるところでございます。

最後に第5世代地域熱供給のお話ございました。地域熱供給は熱需要の密度が高い都市部に集中しております。都市機能の集積した東京においては、今後も地域熱供給における脱炭素化の推進が重要だというふうに考えてございますけども、令和6年度から地域熱供給における制度強化を実施いたしまして、地中熱をはじめとする再エネ利用など、事業者の脱炭素化の取組をしっかりと確実に評価する仕組みを導入してまいります。さらなる取組の検討を求めていく予定になってございます。以上でございます。

○司会 ご要望4点につきまして、それぞれ説明をさせていただきました。よろしゅうございますでしょうか。

○特定非営利活動法人地中熱利用促進協会（笹田理事長） 地下水の規制緩和について、非常に難しい課題だと思っております。都としても慎重に対応されてるというのはよく理解できてるんですけど、今、お話にありました利用と保全ですね。保全のほうというのにどちらかというとこれまでは重点が置かれてきたのかなと。もともとこれ、公害の頃からの話で、公害防止条例のそこから始まって、環境確保条例につながってるってことなんですけれど、今はやはり脱炭素に向かうっていうことは非常に大きな社会的な課題で、環境確保条例ってやっぱり都民の安全と健康を確保する、環境面での条例ですので、そういうこと考えたときに、地下水の保全とともに地球環境問題ですね、これ本当に都民にとっても切実な問題だと思いますんで、そういう点で、熱源としての優位性が非常に高い地中熱、地下水の利用っていうのはぜひ、今お話あった利用と保全の利用の部分をもっとこれからも検討していただけたらというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 退室）